

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第20号

佐賀県特定調達契約規則の一部を改正する規則

佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 特定調達契約に係る施行令第167条の6第1項の規定による公告は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前 <u>(一連の調達契約のうち最初の契約に係る一般競争入札の公告において、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を少なくとも24日前に行う旨を示したときは、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)</u> に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第4条 特定調達契約に係る施行令第167条の6第1項の規定による公告は、財務規則第102条第1項の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に、佐賀県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。